

平成28年（2016年） 9 月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成28年 9 月 6 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年 9 月 6 日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

12番	東 篤布
-----	------

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	竹 内 康 雄
会 計 管 理 者	玉 津 武 幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上 野 和 彦	危機管理課長	水 谷 法 夫
企 画 課 長	中 場 幹	税 務 課 長	中 村 吉 伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀 俊
環境管理課長	玉 本 真 也	農林水産課長	武 岡 芳 樹
商工観光課長	石 倉 充 能	建 設 課 長	植 地 俊 文
水 道 課 長	久 保 建 作	海山総合支所長	玉 津 裕 一
教 育 長	村 島 赳 郎	学校教育課長	宮 本 忠 宜
生涯学習課長	宮 原 俊 也	監 査 委 員	松 永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊 明	書 記	奥 村 能 行
書 記	奥 川 賀 夫	書 記	上 野 隆 志

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

3 番 奥村 仁 5 番 太田哲生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本攻議長

皆さま、おはようございます。

開会に先立ち、少しお時間をいただきたいと思います。

本年の8月5日に開催されました、三重県町村議会議長会第68回定期総会におきまして、町議会議員として満21年以上の在職者として、中津畑正量議員に対する表彰と、13年以上の在職者として東清剛議員に対する表彰が行われました。

本日、ここで表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、中津畑正量議員、東清剛議員、どうぞ前のほうへお越しください。

表彰状 紀北町 中津畑正量様

あなたは議会議員として在職せられること多年この間よく職務を尽くし、地方自治発展に貢献されましたその御功績はまことに大であります。

本会は、その御事績に深甚なる敬意を表しここに記念品を贈り特別表彰いたします。

平成28年8月5日

三重県町村議会議長会

会長 飯田徳昭

表彰状 紀北町 東清剛様

あなたは多年議会議員として地方自治の振興に尽くされその御功績はまことに顕著であります。

よってここに記念品を贈り表彰いたします。

平成28年8月5日

三重県町村議会議長会

会長 飯田徳昭

おめでとうございます。

なお、満13年以上の在職者として、私も議長会において、8月5日に表彰状をいただきましたので、ご報告させていただきます。

以上で、表彰状の伝達式を終了します。

それでは、定刻に達しましたので、ただいまから、平成28年9月紀北町議会定例会を

開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君が風邪のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZ T V及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

おはようございます。

それでは、まず、会期日程を朗読させていただきます。

平成28年9月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、9月6日、火曜日、午前9時30分、本会議、開会。人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問受付締め切りは午後5時までとなります。

第2日、9月7日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、9月8日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、9月9日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、9月10日、土曜日、休会。休日。

第6日、9月11日、日曜日、休会。休日。

第7日、9月12日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、9月13日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、9月14日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、9月15日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、9月16日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

続きまして、議事日程を朗読させていただきます。

平成28年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月6日（火曜日）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第42号 | 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について |
| 日程第7 | 議案第43号 | 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第8 | 議案第44号 | 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議
について |
| 日程第9 | 議案第45号 | 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第46号 | 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号） |
| 日程第11 | 議案第47号 | 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号） |
| 日程第12 | 議案第48号 | 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1
号） |
| 日程第13 | 議案第49号 | 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第50号 | 平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分について |
| 日程第15 | 認定第1号 | 平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第2号 | 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について |
| 日程第17 | 認定第3号 | 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第18 | 認定第4号 | 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認
定について |
| 日程第19 | 認定第5号 | 平成27年度紀北町水道事業会計決算認定について |
| 日程第20 | 報告第7号 | 平成27年度健全化判断比率の報告について |
| 日程第21 | 報告第8号 | 平成27年度公営企業に係る資金不足比率の報告について |

日程第22 報告第9号 専決処分の報告について

日程第23 報告第10号 専決処分の報告について

日程第24号 請願案件

以上でございます。

瀧本攻議長

これより、議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 奥村 仁君

5番 太田 哲生君

のご両名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月6日から9月16日までの11日間としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、9月6日から9月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

日程第 3

瀧本攻議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 8 月 30 日に、議会運営委員会が開催され、9 月定例会に関する運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、本定例会に提出され、受理した案件は、諮問が 1 件、補正予算等一般議案が 9 件、認定案件が 5 件、報告 4 件の合計 19 件となっております。

また、請願 4 件、陳情 1 件、要望 1 件を受理しております。

なお、陳情及び要望については、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申し合わせにより、決算特別委員会を設置して審査することになっております。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は 6 名とし、構成については、総務産業常任委員会から 3 名、教育民生常任委員会から 3 名を選出していただきたいと思います。

なお、議案については、本日の本会議において、追加議案として提出したいと思っております。各常任委員会において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願い申し上げます。

また、本日、急きょ町長から契約締結案件について、追加議案が提出され、開会前の議会運営委員会で受理することになりました。合わせて本日の追加議案として提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、一般質問であります。日程は 3 日間を予定しておりますが、通告を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。

なお、通告書の受付は、本日の 8 時 30 分から受付を開始し、締め切りは午後 5 時となっております。通告書の締め切り時間には十分に注意しつつ、お早めに提出してください。なお、質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意を

お願いいたします。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成28年度普通会計の7月分と、平成28年度水道事業会計の7月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けておりますので、報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合の開催であります。10月3日、月曜日、午後2時から東紀州農業共済事務組合議会の開催という連絡を受けておりますので、組合議会議員におかれましては、出席くださるようお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、松永監査委員、その他の関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

次に、会議における服装についてであります。10月31日まで会議は、クールビズを実施することになっております。ただし、本会議においては、上着、ネクタイを着装することになっております。なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いいたします。常任委員会や全員協議会等の会議においては、クールビズを実施しております。

また、議員バッジについては、本会議では着けることとし、その他委員会等では義務付けしないことをいたします。

次に、9月21日から9月30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が展開されます。

議員並びに町関係職員、町民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、人命尊重を町政の基本理念として、町民総ぐるみで決意を新たにして交通安全運動を強力に展開していくことが大切だと思っております。

また、9月29日、午後3時30分から紀北教育会館において、交通安全ポスター優秀作品表彰式及び交通安全パレードを計画していると伺っております。町民一人ひとりの深いご理解と積極的なご協力によって、はじめてその効果を期待しうるものであります。何卒、多くの方のご参加をお願い申し上げます。

最後に、常任委員会の開催についてであります。先ほど議決いたしました会期日程のとおり、9月7日、9月8日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整していただきたいと思います。本日の会議の終わりに報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜わり誠にありがとうございます。

早速でございますが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、紀北町防災訓練の結果報告についてでございます。去る9月4日に、平成28年度紀北町防災訓練を実施いたしました。

今回の防災訓練は南海トラフ巨大地震と、それに伴う大津波が発生したという想定のもと実施し、各自主防災会におきまして、その想定を踏まえ高台への避難を重点的に訓練を行っていただきましたところでございます。

当日の各地区の住民の皆様のご参加は3,434人、消防団員や両消防署員、役場の職員の参加は約400名でありました。なお、各自主防災会では避難訓練に引き続き、それぞれの地域にあわせた特徴のある防災訓練を実施していただいております。

今後も、町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、自主防災会、消防・行政機関などとの連携強化に努めてまいります。

また、議員の皆様におかれましても、各地区での訓練にご参加いただき、大変ありがとうございました。

以上、ご報告いたしまして、9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

瀧本攻議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5

瀧本攻議長

お諮りいたします。

日程第 5 諮問第 2 号につきましては、人事案件であるため、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第 2 号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

瀧本攻議長

日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました、人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。が、現人権擁護委員の田中育代氏が、本年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、老人福祉施設に長年にわたり勤務をしていた経験があり、日頃から地域に根ざした活動を行っている同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

人事案件は以上 1 件であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

諮問案件に対して、議会としての答申の意見を取りまとめることにしたいと思います。

瀧本攻議長

ここで、暫時休憩いたします。10分程度。

(午前 9時 50分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 57分)

瀧本攻議長

これより、討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

日程第6～日程第19

瀧本攻議長

お諮りいたします。

日程第6 議案第42号から、日程第19 認定第5号までの14件については、提案理由並びに内容の説明を求めるため、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第19までの14件については、一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第42号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議についてであります。農業共済事業のより一層の合理的で効率的な運営を行うため、新たに県内全域を対象とし

た農業共済団体を設立することに伴い、東紀州農業共済事務組合を解散する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてであります、地方自治法施行令第218条の2の規定により、解散した場合の事務の承継団体を規約に明記する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてあります、東紀州農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

ただいま説明させていただきました、議案第42号から第44号の3件につきましては、平成29年3月31日をもって、東紀州農業共済事務組合を解散するにあたっての関連議案でございます。

続きまして、議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,530万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,622万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億816万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,927万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,693万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ597万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,051万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります、資本的収入を460万円増額し、総額を1億6,157万3,000円に、資本的支出を950万円増額し、総額を3億3,922万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の一部を資本金へ組み入れたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成27年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成27年度の決算であります、認定第1号から4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

以上、9件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

尾上壽一町長

訂正をお願いいたします。

瀧本攻議長

はい。

尾上壽一町長

認定第5号 平成27年度紀北町水道事業会計決算認定につきまして、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりが正解でございまして、先ほど2項と申し上げたようでございます。申し訳ございませんが、訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

尾上壽一町長

以上で、提案理由の説明を終わります。

瀧本攻議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第42号、第43号、第44号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

おはようございます。

それでは、三重県内の農業共済団体の1県1組合化により、東紀州農業共済事務組合に係る3議案について、一括してご説明申し上げます。

今回の農業共済団体の1県1組合化により、県下農業共済団体の解散等の議案は、各構成市町が同調して、この9月定例会に上程を行っているところでございます。

まず1件目の第42号議案が、解散に関する議案でございます。東紀州農業共済事務組合は、平成29年3月31日をもって解散する旨の協議を、構成5市町により行おうとするものでございます。

2件目の第43号議案が、規約の変更に関する議案でございます。東紀州農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を、熊野市としようとする規約の変更でございます。

3件目の第44号議案が、財産の処分に関する議案でございます。東紀州農業共済事務組合が解散した場合の財産処分に関する協議を構成5市町により行おうとするものでございます。

それでは、各議案についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第42号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成29年3月31日をもって東紀州農業共済事務組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、農業共済事業のより一層の合理的で効率的な運営を行うため、新たに県内全域を対象とした農業共済団体を設立することに伴い、東紀州農業共済事務組合を開催する必要が生じたためでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について、下記のとおり定める。

記

東紀州農業共済事務組合は、平成29年3月31日をもって解散する。

この議案は農業共済団体の1県1組合化を目的とした、東紀州農業共済事務組合の解散は構成市町の協議によりますが、その協議は地方自治法第290条の規定により、構成市町の議決が必要でございます。

この議決により協議を行い、平成29年3月31日をもって、東紀州農業共済事務組合は解散となります。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第43号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東紀州農業共済事務組合規約（平成12年三重県指令市町村第1203号）の一部を改正する規約を別紙のとおり定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第218条の2の規定により、解散した場合の事務の承継団体を規約に明記する必要があるためでございます。

議案書の6ページは規約の変更に関する協議書でございます。

7ページの新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の左が新規約、右が旧規約でございます。

第15条で開催した場合の事務の承継団体を定めるものでございまして、その団体を熊野市とするものでございます。

第15条 組合が解散した場合においては、熊野市が事務を承継する。これに伴い、旧の第15条は第16条となるものでございます。

この議案は東紀州農業共済事務組合が解散したのちに、精算事務が生じることとなりますので、その事務を熊野市において行おうとするものでございます。

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第44号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、東紀州農業共済事務組合の解散に伴い、別紙のとおり財産を処分することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、東紀州農業共済事務組合の開催に伴い、財産を処分する必要性が生じたためでございます。

議案書の9ページは協議書でございまして、10ページをお願いいたします。

解散に伴う東紀州農業共済事務組合の財産の帰属先及びその内容でございます。

建物・物品等につきましては、熊野市にございます現在の本所建物、車両・物品等でございます。

次に、出資による権利として、農林漁業信用基金拠出金でございまして、そのほか電話加入権でございます。これらを新たに成立される三重県農業共済組合に引き継ぐものでございます。

議案第42号、第43号、第44号についての説明は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

次に、議案第45号についての内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成28年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,530万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,622万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、4ページをご覧ください。

地方債の補正でございますが、第2表 地方債補正の変更につきましては、過疎対策事業の限度額を270万円減額し2億7,880万円に、緊急防災・減災事業債の限度額を310万円増額し、1,890万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。7ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金439万1,000円の増額は、個人番号カード交付事業費補助金の平成28年度交付金上限見込額の増に伴い439万1,000円を増額し575万8,000円とするもので、総務費の総合住民情報システム運営事業に充当するものでございます。

第2目・民生費補助金92万7,000円の増額は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護ロボット分）の増額で、民生費の地域介護・福祉空間整備事業に充当するものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1億7,502万2,000円の減額は、当初予算及び補正1号で、財政調整基金より繰り入れを行った一部を繰り戻しするものでございます。

第20目・紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金387万9,000円の増額は、平成27年度未執行額の基金積立分を、今回、全額取り崩すもので、みえ森と緑の県民税市町交付金事業に充当するものでございます。

8ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに特別会計繰入金1,843万5,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計繰入金で医療給付費精算に伴う一般会計への繰入れでございます。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は4億7,229万1,000円の増額は、一般会計への歳計剰余金を増額するもので、平成27年度決算に基づく前年度繰越金5億6,213万4,000円のうち当初予算計上分を除いたものでございます。

第20款、第1項は町債、第7目・消防債40万円の増額は、消火栓新設事業債を40万円増額するもので、消防費の消防機械器具整備管理事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、9ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は671万3,000円を増額し、5億4,284万円とするものでありますが、総合住民情報システム運営事業612万1,000円の増額は、個人番号カード事務対応に要する賃金や委託料などの経費であり、熊本地震復興支援事業59万2,000円の増額は、熊本地震の被災市町村等支援のための短期職員派遣にかかる旅費でございます。

第5目・財産管理費は2億8,365万9,000円を増額し、4億4,527万9,000円とするものでありますが、基金管理事業の積立金の増額で、内訳といたしましては、財政調整基金8,106万8,000円、減債基金1億円、環境衛生施設整備基金1億円、地域づくり事業基金259万1,000円でございます。

第1目・一般訴訟費は1,620万円を増額し、1億265万7,000円とするものでありますが、水道関係訴訟事業の増額で、損害賠償請求事件の弁護士への手数料でございます。

10ページをご覧ください。

第3款・民生費、第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は92万7,000円を増額し、4億9,526万2,000円とするものでありますが、地域介護・福祉空間整備事業の増額で、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業の利用について、国に要望し交付の内示があった民間事業者に対し、町を介して交付する事業補助金でございます。

第2目・養護老人ホーム費は34万1,000円を増額し、9,172万円とするものでありますが、老人ホーム管理運営事業の増額で、老人ホーム赤羽寮で使用している電話機器システムの老朽化に伴う更新費用85万2,000円のうち養護老人ホーム費分の工事請負費でございます。

第4目・老人保健費は16万4,000円を増額し、43万8,000円とするものでありますが、老人保健医療給付事業の増額で、前年度精算による社会保険診療報酬支払基金に返還する償還金でございます。

11ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第3目・環境衛生費は、16万2,000円を増額し、5,720万円とするものでありますが、墓地管理事業の増額で、相賀地区の墓地整備

にかかる費用の一部を助成する事業補助金でございます。

12ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は20万円を増額し、5,994万9,000円にするものでありますが、農業用施設管理事業の修繕料20万円の増額で、小山浦農村広場公園のトイレフロアの修繕費でございます。

第5目・農地費は218万7,000円を増額し、5,656万4,000円とするものでありますが、海岸環境整備事業186万9,000円の増額は、比幾海水浴場の浄化槽の修繕であり、一般土地改良事業31万8,000円の増額は、大原揚水機配管架台の修繕費でございます。

13ページをご覧ください。

第2項・林業費、第2目・林業振興費は387万9,000円を増額し、1,940万円とするものでありますが、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の増額で、紀北町が実施する河川周辺の立枯木の伐採、撤去の事業委託料でございます。

第3目・林業施設費は45万円を増額し、2,816万円とするものでありますが、林道治山関係事業の増額で、林道野又越線及び江竜線の維持のための除草に要する事業委託料でございます。

14ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は8万1,000円を増額し、2,277万2,000円とするものでございますが、島勝漁村センター管理事業の増額で、施設内の自動火災報知機などの修繕費でございます。

第2目・水産業振興費は302万7,000円を増額し、4,318万8,000円とするものでありますが、漁業振興対策事業の182万4,000円の増額は、三重外湾漁協が実施する長島魚市場水揚げ設備の計量器及び水揚げ用水槽の整備費用の一部を補助する事業補助金であります。水産資源増殖事業の120万3,000円の増額につきましては、伊勢海老の増殖など多目的に利用する漁礁ブロックを試験的に設置する工事請負費でございます。

15ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第3目・消防施設費は40万円を増額し、1,820万5,000円とするものでありますが、消防機械器具整備管理事業の増額で、県道矢口浦上里線道路新設工事に伴う配水管支障移転工事により、既設消火栓1基の移設工事に要する事業負担金でございます。

第4目・水防費は446万6,000円を増額し、1,338万2,000円とするものでありますが、

河川海岸水防対策事業の増額で、汐見排水機場の排水ポンプ用連動機の長寿命化を図るための工事請負費でございます。

第5目・災害対策費は191万3,000円を増額し、5,078万7,000円とするものでありますが、防災推進事業19万5,000円の増額は、防災担当職員による熊本地震の視察に要する普通旅費などの経費であり、防災行政無線管理事業171万8,000円の増額は、防災行政無線システムの本庁親局の老朽化したサーバーの交換などの修繕料でございます。

16ページをご覧ください。

第9款・教育費、第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は5万円増額し、1億4,315万2,000円とするものでありますが、社会教育総務事業の増額で、千葉で開催される第58回全国社会教育研究大会に参加する普通旅費などの経費でございます。

第4目・文化財調査費は48万2,000円を増額し、962万7,000円とするものでありますが、文化財保護事業の増額で、小山浦の長泉寺にある町指定文化財のナギの木について、立枯れの恐れがあることなどから、保護・保存のために必要な費用の一部を補助する事業補助金でございます。

17ページをご覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。18ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は119億6,892万1,000円であり、当該年度中の起債見込額が、今回の40万円の増額を含め、12億2,113万3,000円、当該年度中の元金償還見込額が12億3,887万7,000円でありますので、当該年度末現在高見込額は119億5,117万7,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第45号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

ここで、10時40分まで休憩いたします。

（午前 10時 27分）

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を開会いたします。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

次に、議案第46号、47号についての内容を求めます。

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第46号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億816万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・療養給付費等負担金9万1,000円の減額は、平成28年度分の老人保健医療費拠出金の決定に伴い、療養給付費等負担金のうち老人保健医療費拠出金分を減額するものでございます。

次に、第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金5万9,000円の減額は、同じく老人保健医療費拠出金の決定に伴うものでございます。

第6款、第1項、第1目ともに前期高齢者交付金313万5,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の決定に伴うものでございます。

7 ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金1,633万9,000円の減額は、繰越金の精算により財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。

第11款、第1項、第1目ともに繰越金212万2,000円の減額は、前年度事業費の精算によるものでございます。

第12款・諸収入、第4項、第7目ともに雑入3万4,000円の増額は、前年度の老人保健医療費拠出金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの返還金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

8 ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費の第1目・一般被保険者療養給付費は、前期高齢者交付金額の決定に伴い財源を更正させていただくものでございます。

9 ページをご覧ください。

第3款、第1項ともに前期高齢者支援金等の第1目及び第2目は、後期高齢者支援金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

10ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに前期高齢者納付金等の第1目及び第2目は、前期高齢者納付金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

11ページをご覧ください。

第5款、第1項ともに老人保健拠出金の第1目及び第2目は、老人保健拠出金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

12ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金1,182万円の減額は、介護給付費納付金の決定に伴う減額でございます。

13ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第1項、第3項ともに償還金318万円の増額は、平成27年度の退職者医療交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金の増額でございます。

以上で、議案第46号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第47号の平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成28年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,927万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,693万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金1,927万5,000円は、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金84万円の増額は、前年度後期高齢者医療特別会計の精算に伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金1,843万5,000円の増額は、前年度療養給付費の精算に伴うものでございます。

以上で、議案第47号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

次に、議案第48号についての内容の説明を求めます。

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

それでは、議案第48号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ597万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,051万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、299万5,000円を減額して0とし、全て繰り戻すものでございます。

第6款・繰越金、第1項、第1目・繰越金は897万4,000円を増額し、897万5,000円とするものであり、平成27年度決算による歳計剰余金であります。

続きまして、歳出予算の内容説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は51万1,000円を増額し、1億7,107万7,000円とするものであります。老人ホーム管理運営事業の増額で、一般会計でも説明させていただきましたが、赤羽寮の施設で使用している電話機器システムの老朽化に伴う更新費用85万2,000円のうち、特別養護老人ホームの負担分にあたる工事請負費であります。

8ページをご覧ください。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人施設基金積立金は、新たに546万8,000円を増額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第49号、50号についての内容の説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,764万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,425万2,000円、当年度損益勘定留保資金1億2,665万7,000円、減債積立金1,524万7,000円、建設改良積立金2,149万1,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順番にご説明いたします。

収入でございます。

第1款・資本的収入、既決予定額1億5,697万3,000円、補正予定額460万円の増額、計1億6,157万3,000円。

第1項・負担金、既決予定額160万円、補正予定額40万円の増額、計200万円。

第3項・企業債、既決予定額1億1,420万円、補正予定額420万円の増額、計1億1,840万円。

支出でございます。第1款・資本的支出、既決予定額3億2,972万円、補正予定額950万円の増額、計3億3,922万円。

第1項・建設改良費、既決予定額2億1,136万4,000円、補正予定額950万円の増額、計2億2,086万4,000円。

（企業債）

第3条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

起債の目的、限度額、簡易水道事業債、既決予定額5,710万円、補正予定額420万円の増額、計6,130万円。

過疎対策事業債、既決予定額5,710万円、補正予定額0円、計5,710万円。

簡易水道事業債、過疎対策事業債の既決予定額の合計額1億1,420万円、補正予定額の合計額420万円、限度額の合計額1億1,840万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算書の10ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、第1款・資本的収入は460万円を増額して、1億2,040万円とするものでございます。

第1項・負担金、第1目・負担金は40万円を増額して、200万円とするものでございます。これは消火栓設置工事に伴う負担金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債は、420万円を増額して、1億1,840万円とするものでございます。これは簡易水道事業債借入によるものでございます。

支出でございます。

第1款・資本的支出は、950万円を増額し、3億3,922万円とするものでございます。これは第3目・簡易水道改良費の工事請負費で、県道矢口浦上里線道路新設に伴い占用している配水管の支障移転工事のため950万円が増額となったためです。これにより、第1項・建設改良費は950万円増額となり、2億2,086万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

久保健作水道課長

引き続きまして、議案第50号 平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分についてをご説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第50号 平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金 6 億1,933万5,592円のうち880万円を減債積立金に積立て、3,800万円を建設改良積立金に積立て、4,710万5,560円を資本金へ繰り入れしたいので、議会の議決を求める。

平成28年 9 月 6 日提出

紀北町長 尾上壽一

12ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町水道事業会計決算書抜すいでございます。

4. 平成27年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）の表になります。4列目でございますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は 6 億1,933万5,592円のうち、議会の議決による処分数額としましては、9,390万5,560円をお願いするものでございます。内訳といたしまして、減債積立金に880万円を積立て、建設改良積立金に3,800万円を積立て、資本金に4,710万5,560円を組み入れたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

続きまして、決算関係であります。まず、最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

松永代表監査委員。

松永剛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

平成27年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成27年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成27年度紀北町育英基金運用状況調書

平成27年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成27年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

平成28年7月26日から平成28年8月25日

3 審査を実施した監査委員

私、松永剛。玉津充議員でございます。

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

以下、決算数値の詳細などにつきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

5 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などは適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

歳入決算額は101億1,380万8,598円であり、その内、自主財源が27億8,247万9,034円で、前年度対比1億4,214万1,909円（5.38%）の増額となっている。特徴としては、寄附金が前年度対比8,377万9,001円（3790.91%）と大きく増額している。これは平成27年10月から実施したふるさと納税の返礼品制度が好評で、多くの寄附が寄せられたことによる。しかしながら、自主財源の主たる町税については、収納率は現年・過年合わせて、91.91%と前年度に引き続き上昇しているものの、収入額では前年度対比3,913万4,099円（2.54%の減額）となっている。若年層の人口減少や高齢化などにより、就労人口も減少していく中で課税の面からも厳しい状況は今後も続くと思われるが、自主財

源の確保のため、引き続き収納率向上とふるさと納税の促進に努められたい。

歳出決算については、中州地区の津波避難タワー建設工事をはじめとして、引本地区、海野地区などの津波避難路整備工事を実施し、相賀本地地区の津波避難ビルを兼ねた健康増進施設建築に向け設計業務に着手するなど重点施策でもある地震・津波対策に積極的に取り組んでおり、総額は94億7,912万607円で前年度対比164万9,008円（0.02%）とほぼ同額の支出となっている。

先般の伊勢志摩サミットの開催により、三重県の物産、自然・歴史などの情報が、国内はもとより海外に発信されてきた。このことを契機に、紀北町においても、尾鷲ヒノキなどの農林水産物の販売促進に加え、世界遺産熊野古道、清流銚子川などの観光資源を活用して、まちの魅力を広く情報発信し、さらなる誘客などに取り組んでいただきたい。

また、全国的には、景気は緩やかに回復基調にあるといわれているが、本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。事業執行にあたっては、最小の経費で最大の効果が得られるよう、積極的に事業の見直しなどを行うとともに、社会情勢も的確に把握し、住民のニーズに対応しつつ町の将来を見据えた適切な財政運営に努められたい。

松永剛監査委員

続きまして、平成27年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成27年度紀北町水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成28年6月29日から平成28年8月25日

3. 審査を実施した監査委員

私、松永剛。玉津充議員でございます。

4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2 ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

3 所見

平成26年度の地方公営企業会計制度の改正による、会計基準の見直しなどにより昨年度は損失が生じたが、平成27年度の水道事業会計決算については、収入、支出及びキャッシュ・フロー計算書からも、業務活動の業績は概ね良好であり、有利子負債残高を減少させつつ建設改良に係る投資も実施しているなど、比較的良好な経営状況にあると考えられる。

昨年度の検討事項としていた退職給付引当金については、三重県市町総合事務組合への退職手当負担金以外の追加的負担について、一般会計が全部を負担することとする一般会計との取り決めに基つき、退職給付引当金は計上せずに戻入されたことによる特別利益として1億5,567万9,764円を計上していることもあり、平成27年度は1億7,492万771円の純利益が生じている。

建設改良費については、三浦地区、赤羽川左岸、中桐地区、矢口浦地区の4つの配水管布設工事などを実施している。これは、平成27年度から水道課に工務専属技師が配属されたことに伴い、計画的な事業執行ができたことによるものと思われる。

一方、年間有収水量率については57.7%と昨年度より2.0ポイント減少しており、県下でも低い状況にある。

その原因としては老朽管が多く、漏水が発生していることが考えられるが、漏水が発生すれば配水経費の増加や、老朽管の布設替えが必要となり、多額の費用が発生し水道事業会計を圧迫することから、漏水原因の調査と対策を進める必要がある。

最新の計画では、平成40年度を目途に有収水量率を85.0%とする計画を立てているが、計画的な事業の執行を通じて、水道事業会計財政の健全化を確保しつつ、出来る限り早く目標を達成するように努められたい。

また収納率については、現年度分では、99.40%と、前年度対比で0.14%上昇しており、この要因としては、平成27年8月から住民の利便性の向上を図るため、水道料金を

コンビニエンスストアなどで納付できる収納方法を開始したことにより、収納率向上に繋がったものと推察できる。

水道事業は、住民生活を支える極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、本年4月14日に発生した熊本地震など災害への迅速な対応が求められることから、今後とも健全経営の維持を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

瀧本攻議長

続いて、会計管理者より、水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細の説明を求めます。

玉津会計管理者。

玉津武幸会計管理者

それでは、平成27年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要を説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は款のみとさせていただきます、項以降の説明につきましては、主要な事業の説明とさせていただきます。

それでは、認定第1号 平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。

認定第1号 平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書の11ページからの平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。また、平成27年度紀北町各会計歳入歳出決算説明資料を配付させていただいておりますので、あわせてご覧ください。

歳入、第1款・町税でございますが、町税全体の調定額は16億3,582万9,532円、これに対しまして、収入済額は15億344万5,344円で、徴収率は91.91%、前年度が90.37%でありましたので、1.54%の増となり、この内、現年度分の徴収率は98.00%、滞納繰越

分の徴収率は35.41%であります。

第2款・地方譲与税の収入済額は、6,860万8,000円であります。

第3款・利子割交付金の収入済額は、412万9,000円。

第4款・配当割交付金の収入済額は、1,025万7,000円。

13ページをご覧ください。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は、1,005万4,000円。

第6款・地方消費税交付金の収入済額は、3億2,138万2,000円。

第7款・自動車取得税交付金の収入済額は、1,648万7,000円。

第8款・地方特例交付金の収入済額は、509万9,000円。

第9款・地方交付税の収入済額は、44億810万8,000円。

第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は、177万8,000円。

第11款・分担金及び負担金の収入済額は7,951万8,096円で、主な収入は、第2項・負担金の第2目・民生費負担金では、私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などがございます。

15ページをご覧ください。

第12款・使用料及び手数料の収入済額は1億6,356万6,460円で、主な収入は、第1項・使用料の第5目・商工使用料では、温泉施設使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料、体験型イベント交流施設使用料、また、第6目・土木使用料では、町営住宅使用料などがございます。

第2項・手数料の主な収入は、第1目・総務手数料の内、戸籍住民手数料でございます。

17ページをご覧ください。

次に、第13款・国庫支出金の収入済額は、8億2,002万8,058円で、主な収入は、第1項の国庫負担金では、第1目・民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当等負担金などがございます。

第2項の国庫補助金の主な収入は、第1目・総務費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、個人番号カード交付事業費補助金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金。

第2目・民生費補助金では、障害者地域生活支援事業費等補助金、臨時福祉給付金給付事業費等補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費等補助金、子ども子育て支援

交付金など、第3目・衛生費補助金では、循環型社会形成推進交付金。

第4目・農林水産業費補助金では、農山漁村地域整備交付金。

第5目・商工費補助金では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金。

第6目・土木費補助金では、社会資本整備総合交付金。

第7目・消防費補助金では、社会資本整備総合交付金。

第8目・教育費補助金では、学校施設環境改善交付金などがございます。

19ページをご覧ください。

第9目・災害復旧費補助金では、農業用施設災害復旧事業費補助金や公共土木施設災害復旧事業費補助金などがございます。

第14款・県支出金の収入済額は、5億8,029万9,506円で、第1項の県負担金の主な収入は、第2目・民生費負担金の国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者介護給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、施設型給付費・地域型保育給付費負担金などがございます。

第2項の県補助金の主な収入は、第1目・総務費補助金では、三重県地域活性化支援事業費補助金など、第2目・民生費補助金では、障がい者医療費補助金、こども医療費補助金。

21ページ、第3目・衛生費補助金では、浄化槽設置促進事業補助金などがございます。

第4目・農林水産業費補助金では、農業委員会交付金、新規就農者総合支援事業費補助金、造林事業費補助金、みえ森と緑の県民税市町交付金事業費交付金、漁港海岸保全事業費補助金。

第5目・商工費補助金では、南部地域活性化基金事業費補助金、第7目・消防費補助金では、地域減災力強化推進補助金、第9目・災害復旧費補助金では、林道災害復旧事業費補助金、第10目は、電源立地地域対策交付金でございます。

第3項の委託金の主な収入は、第1目総務費委託金では、個人県民税徴収取扱委託金、三重県知事選挙執行委託金、国勢調査市町交付金などが主な収入でございます。

23ページをご覧ください。

第6目・土木費委託金では、江ノ浦橋の管理委託金や海岸清掃・港湾施設清掃委託金などがございます。

第15款・財産収入の収入済額は2,599万1,541円で、主な収入は、第1項の財産運用収入では土地の貸付収入、基金運用利息、第2項の財産売払い収入では、土地・立木・物

品の売払収入などがございます。

第16款・寄附金の収入済額は8,598万9,001円で、第1目・総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金で、岩崎幸雄様、大久保豊様、他4,967件のご寄附を受けたものがございます。

瀧本攻議長

ちょっとここで暫時休憩いたします。11時35分まで。

(午前 11時 25分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 11時 35分)

瀧本攻議長

玉津会計管理者。

玉津武幸会計管理者

第17款・繰入金から再開させていただきます。

第17款・繰入金の収入済額は2億9,814万7,632円で、主な収入は、第1項の基金繰入金では、第1目・財政調整基金や、25ページ、第3目・地域づくり事業基金、第4目・福祉事業基金、第16目・災害援護資金償還事業基金、第17目・交通安全対策事業基金からの繰入でございます。

第2項の特別会計繰入金では、後期高齢者医療特別会計の精算による繰り入れでございます。

第18款・繰越金の収入済額は、4億7,332万5,585円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入の収入済額は、1億5,249万5,375円で、主な収入は、第1項の延滞加算金及び過料では、町民税や固定資産税などの延滞金、第3項の貸付金元利収入では、

奨学金貸付金返還金と災害援護資金貸付金償還金、第４項の受託事業収入では、第１目・民生費受託事業収入の老人ホーム入所者受託事業と、地域支援事業受託事業などの老人福祉費受託事業収入でございます。

27ページの第20款・町債の収入済額は、10億8,510万円となり、第１目・総務債では、地域振興基金債、過疎地域自立促進特別事業債などがございます。

第２目・民生債では、障害者支援施設整備事業債、第４目・農林水産業債では、海岸保全施設整備事業債などがございます。第６目・土木債での主なものは、町道相賀朝日町２号線道路改良事業債、町道山本５号線道路改良事業債、町道相賀新町２号線道路整備事業債、町道井ノ島山本５号線道路整備事業債など、第７目・消防債では、避難路整備事業債、津波避難タワー建設事業債、化学消防ポンプ自動車整備事業債、消防デジタル無線整備事業債など、第８目・教育債では、小・中学校施設耐震補強事業債、社会教育施設整備事業債や、社会体育施設整備事業債など、第９目・災害復旧事業債では、林道災害復旧事業債や、町道道路災害復旧事業債などがございます。

29ページをお願いします。

第10目は臨時財政対策債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額99億9,053万4,191円に対する調定額は103億1,595万1,054円でございます。

調定額に対しまして、収入済額が101億1,380万8,598円と、第１款・町税の不納欠損額は989万3,671円。また、第１款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第19款・諸収入を合わせた収入未済額が１億9,224万8,785円とあいなりしました。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

第１款・議会費の支出済額は、１億654万1,814円で、主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費でございます。

第２款・総務費の支出済額は16億3,595万7,782円で、主な支出は、第１項の総務管理費の第１目・一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、嘱託職員賃金、総合住民情報システム運営事業などがございます。

33ページ、第２目・文書広報費では、CATV行政放送事業、一般広報・広聴事業、文書取扱事務経費、第５目・財産管理費は庁舎・公用車の維持管理、財政調整基金、地

域づくり事業基金、減債基金、環境衛生施設整備基金、地域振興基金などへの積立金で
ございます。

35ページ、第6目・企画費は地方バス運行対策事業、高度情報化推進事業、ふるさと
寄附金推進事業などに要した経費でございます。

第7目・支所及び出張所費は、嘱託職員賃金、総合支所の管理経費などでございます。

37ページ、第14目・地方創生費では、紀北町食等ブランドアップ事業、人口ビジョン
策定事業、水産物衛生化推進事業などに要した経費でございます。

第2項・徴税費の第1目・税務総務費は、職員人件費や税務一般事務費に、39ページ、
第2目・賦課徴収費は、町税の賦課徴収の事務に要した経費でございます。

第3項の戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、嘱託職員賃金、戸籍電算管理事業など
に要した経費でございます。

第4項の選挙費は、41ページ、選挙管理委員会費の職員人件費や、知事選挙費、県議
会議員選挙費などの執行に要した経費でございます。

43ページ、第5項・統計調査費の第2目・指定統計費は、国勢調査などの指定統計調
査受託事業に要した経費でございます。なお、31ページに戻っていただきまして、第1
項・総務管理費に記載されております、繰越明許費1億1,019万2,000円は、35ページ、
第6目・企画費の高度情報化推進事業費5,201万1,000円と、37ページ、第14目・地方創
生費の地方創生加速化交付金事業費5,818万1,000円で、それぞれ平成28年度へ繰り越す
ものでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

第3款・民生費の支出済額は25億1,782万4,332円で、主な支出は、第1項・社会福祉
費、第1目・社会福祉総務費は、職員人件費や国民健康保険事業特別会計への繰出金、
紀北町社会福祉協議会助成事業、紀北広域連合運営事業、臨時福祉給付金給付事業、子
育て世帯臨時特例給付金給付事業に、第3目・身体障害者福祉費では、45ページ、心身
障害者医療費助成事業、障害者介護・訓練等給付事業などに、第4目・国民年金事務費
は、職員人件費や年金事務に要した経費でございます。

第2項の老人福祉費、第1目老人福祉総務費は、老人福祉施設措置事業、後期高齢者
医療特別会計への繰出金に、47ページ、第2目・養護老人ホーム費は、職員人件費や老
人ホーム管理運営事業に、第3項の児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は、子育て支
援センター設置事業、放課後児童クラブ対策事業に、49ページ、第2目・保育所費は職

員人件費や、児童の保育事業などに要した経費で、第3目・児童措置費は児童手当等支給事業、第4目・母子福祉費は一人親家庭等医療費助成事業、子ども医療費助成事業などに要した経費でございます。

第4項の災害救助費は、災害援護資金の償還事業に要した経費であり、三重県への償還金支払いなどでございます。

なお、45ページに戻っていただきまして、第2項・老人福祉費に記載されています繰越明許費の3,200万円は、地域医療介護施設整備費助成事業に要する経費で、平成28年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、51ページ、第4款・衛生費の支出済額は10億1,606万1,418円で、主な支出は、第1項の保健衛生費、第1目・保健衛生総務費では、職員人件費、嘱託職員賃金や地域保健共通事業などに、第2目・予防費では予防接種事業、母子健診事業、ガン検診事業などに。53ページ、第3目・環境衛生費では、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業などに要した経費でございます。

第2項・清掃費の第1目・清掃総務費は、職員人件費、第2目・塵芥処理費は、リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、環境衛生センター管理運営事業、不燃物処理施設管理事業などに、55ページ、第3目・し尿処理費は、し尿処理事業に要した経費でございます。

第3項の上水道費は、簡易水道企業債償還等のための繰出金でございます。

続きまして、第5款・農林水産業費の支出済額は、4億7,188万9,949円で、主な支出は、第1項・農業費の第2目・農業総務費で、職員人件費、東紀州農業共済事務組合負担金、新規就農者総合支援事業に、57ページの第5目・農地費では、海岸環境整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などに要した経費でございます。

第2項・林業費の第1目・林業総務費は、職員人件費、第2目・林業振興費では木造住宅建築促進事業や、みえ森と緑の県民税市町交付金事業に、59ページの第3目・林業施設費は、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業に、第4目・町有林造成費は、職員人件費や町有林の造成などに要した経費でございます。

61ページをご覧ください。

第3項・水産業費の第1目・水産業総務費は、職員人件費、第2目・水産業振興費は漁業振興対策事業に係る各種補助事業や、水産資源増殖のための種苗放流事業に、第3目・漁港管理費は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業に要した経費などござい

ます。

なお、59ページの第2項・林業費、第3目・林業施設費に記載されています繰越明許費の1,432万2,600円は、県単林道改良事業に要する経費で、61ページの第3項・水産業費、第3目・漁港管理費に記載されています繰越明許費の630万円は、矢口漁港海岸保全施設整備事業に要する経費で、平成28年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、63ページ、第6款・商工費の支出済額は、2億8,062万345円で、主な支出は、第1項の商工費の第1目・商工総務費では、職員人件費、第2目・商工業振興費では、道の駅紀伊長島マンボウや道の駅海山の管理事業、中小企業指導育成事業、始神テラス管理事業、プレミアム付商品券発行事業などに、第3目・観光費では、観光活性化対策事業、温泉施設管理運営事業及び、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業、観光振興推進事業などに要した経費でございます。

65ページをお願いします。

第7款・土木費の支出済額は、4億1,657万47円で、主な支出は、第1項の土木管理費の第1目土木総務費では、職員人件費や道路台帳修正業務、地籍調査事業などに、第2項の道路橋りょう費の第1目・道路橋りょう総務費では、職員人件費に。第2目・道路橋りょう維持費では町道の維持補修事業に、67ページ、第3目道路橋りょう新設改良費では、町道相賀朝日町2号線道路改良事業、町道山本5号線道路改良事業、町道相賀新町2号線道路整備事業、町道井ノ島山本5号線道路整備事業などに、第3項の河川費の第1目・河川総務費では海岸環境清掃業務委託事業などに。

第2目・河川施設費では、準用・普通河川改修事業に、第3目・砂防費では、急傾斜地崩壊対策事業に要した経費でございます。

第4項・港湾費の第1目・港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業、港湾環境清掃業務委託事業などに要した経費でございます。

69ページ、第5項の都市計画費の第1目・都市計画総務費では、職員人件費などでございます。

第6項の住宅費では、町営住宅維持管理事業、木造住宅耐震診断等事業などに要した経費でございます。

なお、65ページに戻っていただきまして、第2項・道路橋りょう費の第2目・道路橋りょう維持費に記載されております繰越明許費の500万円は、町道道路維持補修事業で、67ページ、の第3項河川費の第3目・砂防費に記載されております繰越明許費の1,053

万3,800円は、急傾斜地崩壊対策事業負担金を、また69ページの第4項 港湾費の第2目・港湾施設費に記載されております繰越明許費の143万500円は、港湾施設整備事業負担金を平成28年度へそれぞれ繰り越すものでございます。

次に、71ページの第8款・消防費の支出済額は、7億7,918万8,774円で、主な支出は、第1項・消防費の第1目・常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金。第2目・非常備消防費では、消防団出動事業、消防団員活動事業、第3目・消防施設費では、小型動力ポンプ付積載車購入などに、第4目の水防費では、排水機場や樋門等の維持管理費などに、73ページの第5目災害対策費では、災害対策事業、防災行政無線管理事業、地震・津波災害避難路等整備事業や、自主防災組織対策事業などに要した経費でございます。

なお、71ページに戻っていただきまして、第1項・消防費の第3目・消防施設費に記載されております繰越明許費の200万円は、消火栓新設事業に要する経費で、平成28年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、73ページ、第9款・教育費の支出済額は、7億8,234万4,718円で、主な支出は、第1項の教育総務費の第2目・事務局費では職員人件費、スクールバス運行業務委託事業に、75ページ、第2項の小学校費の第1目・学校管理費では、小学校11校の管理・運営に要した経費、また各小学校の改修事業に要した経費でございます。

第2目・教育振興費では、各小学校校医報酬、理科教育等設備整備事業、要保護・準要保護児童生徒就学援助費などに要した経費でございます。

77ページをご覧ください。

第3項・中学校費の第1目・学校管理費では、中学校4校の管理・運営に要した経費、また各中学校の改修事業に要した経費でございます。第2目・教育振興費では、各中学校校医報酬、理科教育等設備整備事業、要保護・準要保護児童生徒就学援助費に要した経費でございます。第4項の幼稚園費では、職員人件費、幼稚園2園の管理・運営経費などに要した経費でございます。

79ページ、第5項の社会教育費の第1目・社会教育総務費では、職員人件費、町民センター図書室・若者センターなどの運営経費、紀伊長島図書室・郷土資料館整備事業、文化振興事業、放課後子ども教室推進事業費などでございます。第2目・公民館費では公民館の管理運営に、81ページ、第3目・郷土資料館費では、郷土資料館の管理運営に、第4目・文化財調査費では、文化財保護事業や特別天然記念物カモシカ食害対策事業に

要した経費でございます。

83ページをお願いいたします。

第6項の保健体育費の第1目・保健体育総務費では、スポーツ交流推進事業や社会体育団体活動費等助成事業に、第2目・給食施設費では各学校・給食センター等給食施設の管理運営に、第3目・体育施設費では社会体育施設の管理運営、健康増進施設設計業務などに要した経費でございます。

続きまして、85ページをお願いいたします。

第10款の災害復旧費の支出済額は、7,051万5,024円で、主な支出は、第2項・農林水産施設災害復旧費の第1目・農業用施設災害復旧費では、二又木用水路災害復旧事業、第3目・林業施設災害復旧費では、林道林ノ谷線災害復旧事業や町単林道災害復旧事業に要した経費でございます。第3項の公共土木施設災害復旧費の第1目・道路橋りょう災害復旧費では、国補町道道路災害復旧事業に要した経費でございます。

なお、第2項・農林水産施設災害復旧費、第3目・林業施設災害復旧費に記載されています繰越明許費の3,753万円は、国補林道災害復旧事業に要する経費で、平成28年度に繰り越すものでございます。

第11款の公債費の支出済額は14億160万6,404円で、公債費元金と利子の償還でございます。

87ページをお願いいたします。

第14款の予備費の支出は、ございませんでした。

瀧本攻議長

昼食のため1時まで休憩いたします。

(午後 0時 00分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

玉津会計管理者。

玉津武幸会計管理者

午前中に引き続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

87ページをご覧ください。

以上、歳出合計は、予算現額99億9,053万4,191円に対しまして、支出済額94億7,912万607円、繰越明許費繰越額が2億1,930万8,900円、その結果、差引不用額は2億9,210万4,684円とあいなりました。

89ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額101億1,380万9,000円から、歳出総額94億7,912万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は6億3,468万8,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源7,255万4,000円を差し引いた5億6,213万4,000円を、実質収支額として平成28年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、財産に関する調書について、説明させていただきます。

前年度に比べ増減のあったところのみ、説明させていただきます。

それでは、91ページからの財産に関する調書をご覧ください。

1 公有財産の（1）土地及び建物でございしますが、土地についての区分欄、公共用財産、学校の土地が1,152㎡の増となつてございます。これは、紀北中学校学校用地取得による増でございます。

次に建物でございしますが、建物の木造についての区分欄、公共用財産、公営住宅が145㎡減となつてございます。これは、老朽化の激しい町営住宅5戸の解体に伴う減でございます。

続きまして、非木造についての区分欄、公共用財産、その他の施設で188㎡の増となつてございます。これは、中州津波避難タワー建設に伴う増でございます。

（2）の山林につきましては、区分欄、所有では、44万6,300㎡の増、貸付林では44万6,300㎡の減となつてございます。これは、貸付林の返還によるものでございます。

立木の推定蓄積量につきましては、所有では、1万6,240立方メートルの増となり、その内容につきましては、生長による増と伐採による減の精査によるもので、分収造林では1,892立方メートルの増であり、生長による増と伐採による減の精査によるもので

ございます。

合計1万8,132立方メートルの増でございます。

(3)の物件の増減はありませんでした。

92ページをご覧ください。

(4)の出資による権利のところ、出資金が全国遠洋沖合漁業信用基金協会で、30万円増額となっておりますが、これは増資によるものでございます。

(5)の出捐金につきましては、増減がございません。

93ページをご覧ください。

2の物品についての増減であります、区分欄、自家用乗合自動車が、1台増となっております。これは、統合に伴いまして、赤羽小学校へ通学するスクールバスを購入したことによるものでございます。

3の基金につきましては増減でございますが、区分、動産の有価証券のところでは1億2,000万円の増額となっております。これは地域振興基金の中から債券を購入したことによるものでございます。

次に、預金、一般会計では、財政調整基金で2,608万7,000円減、減債基金では3,847万5,000円増、庁舎等改築及び改修基金2万2,000円増、地域づくり事業基金43万3,000円減、人材育成基金9,000円増、福祉事業基金169万6,000円減、環境衛生施設整備基金で1億2万5,000円増、地域振興基金では、2,205万5,000円の増となっておりますが、今年度の積立分から債券購入に充てた額を差し引いたものでございます。

ふるさと応援基金8,463万9,000円増、交通安全対策事業基金313万1,000円減、災害援護資金償還事業基金1,724万7,000円減、みえ森と緑の県民税市町交付金基金387万9,000円増、小計では2億51万円の増となり、特別会計では、国民健康保険財政調整基金9,543万7,000円の減、指定介護老人福祉施設基金705万9,000円の減、小計では1億249万6,000円の減となり、基金全体では、2億1,801万4,000円を増額してございます。

続きまして、認定第2号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

認定第2号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付

する。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書102ページからの平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入、第1款の国民健康保険料の調定額は5億2,430万2,468円で、これに対し収入済額は3億9,281万8,966円で、収納率は74.92%、前年度は75.22%でありましたので0.30%の減となり、この内、現年度分の収納率は95.45%で、前年対比0.84%の増、過年度分の収納率は13.45%で、前年対比2.97%の減でございます。

第3款・使用料及び手数料の収入済額5万1,960円は、保険料の督促手数料でございます。

第4款・国庫支出金の収入済額は6億1,593万6,420円で、第1項の国庫負担金は療養給付費等負担金と104ページ、高額医療費共同事業負担金などがございます。

第2項の国庫補助金は、医療費の支払に対する財政調整交付金などがございます。

第5款・療養給付費交付金の収入済額は1億6,555万7,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費に対する交付金でございます。

第6款・前期高齢者交付金の収入済額は7億6,199万4,086円で、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者医療費に対する交付金でございます。

第7款・県支出金の収入済額は1億3,348万2,190円で、第1項の県負担金は高額医療費共同事業負担金などで、第2項の県補助金は県財政調整交付金でございます。

第8款・共同事業交付金の収入済額は6億3,734万4,355円で、三重県国民健康保険団体連合会からの高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

106ページをお願いします。

第9款・財産収入の収入済額は2万5,875円で、国民健康保険財政調整基金の運用利子でございます。

第10款・繰入金の収入済額は2億8,391万1,374円で、一般会計などからの繰入金でございます。

第11款・繰越金の収入済額は410万3,267円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第12款・諸収入の収入済額は784万4,543円で、主な収入は108ページ、第3目・一般

被保険者第三者納付金で、一般被保険者第三者行為損害賠償金などがございます。

以上、歳入合計では、予算現額30億7,679万1,000円に対する調定額は31億3,455万3,534円でございます。調定額に対しまして収入済額が30億307万36円、不納欠損額が1,008万6,858円、収入未済額が1億2,139万6,644円とあいなりました。

続きまして、110ページからの歳出を、ご説明いたします。

第1款・総務費の支出済額は4,414万7,027円で、主な支出は、第1項の総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項の徴収費では、保険料の賦課徴収などに要した経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は19億4,457万7,459円で、主な支出は、一般及び退職被保険者等の療養諸費、112ページ、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費でございます。

114ページをご覧ください。

第3款・後期高齢者支援金等の支出済額は2億7,374万932円で、主な支出は、社会保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金等でございます。

第4款・前期高齢者納付金等の支出済額は17万6,624円で、社会保険診療報酬支払基金への前期高齢者納付金等でございます。

第5款・老人保健拠出金の支出済額は1万3,020円で、社会保険診療報酬支払基金への老人保健事務費としての拠出金でございます。

第6款・介護納付金の支出済額は1億1,574万3,462円で、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金でございます。

第7款・共同事業拠出金の支出済額は5億6,872万3,451円で、116ページ高額医療費や保険財政安定化などの共同事業のための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。

第8款・保健事業費の支出済額は2,285万5,150円で、特定健康診査等事業及び医療費通知や脳ドック健診などに要した経費でございます。

第9款・基金積立金の支出済額は2万5,875円で、国民健康保険財政調整基金への積立金でございます。

第10款・公債費の支出は、ございませんでした。

第11款・諸支出金の支出済額2,518万8,233円は、118ページ第2項・国県支出金返納金の第1目・国庫支出金返納金で、平成26年度国民健康保険療養給付費等負担金、平成26

年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金等の交付額の確定による返還などに要した経費でございます。

第13款の予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額30億7,679万1,000円に対しまして、支出済額が29億9,519万1,233円となり、その結果、差引不用額は8,159万9,767円とあいなりました。

120ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額30億307万円から歳出総額29億9,519万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は787万9,000円となり、これを平成28年度へ繰り越すものでございます。

1件、訂正がございます。歳入合計、調定額を31億3,455万3,538円が正解であり、私は3,534円と読み間違いしておりましたので、38円に訂正をお願いします。

戻りまして、説明させていただきます。

認定第3号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の15ページをご覧ください。

認定第3号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書127ページからの平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入、第1款・後期高齢者医療保険料の調定額は1億3,752万2,603円、収入済額は1億3,511万4,740円で、収納率は98.25%、前年度は98.18%でありましたので、0.07%の増となり、この内、現年度分の収納率は99.28%、前年対比0.18%の増、過年度分の収納率は45.03%で、前年対比3.64%の減でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は9,120円で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料の収入でございます。

第4款・繰入金の収入済額は3億8,824万458円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・繰越金の収入済額は3,348万3,059円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入の収入済額は2,019万1,213円で、平成26年度療養給付費負担金の精算金などでございます。

以上、歳入合計は、予算現額 5 億6,678万2,000円に対する調定額は 5 億7,944万6,453 円でございます。調定額に対しまして収入済額が 5 億7,703万8,590円、不納欠損額が 7 万9,086円、収入未済額は232万8,777円とあいなりました。

続きまして、129ページからの歳出を説明させていただきます。

第1款・総務費の支出済額は1,356万1,740円で、主な支出は、第1項・総務管理費で職員人件費や一般事務費に要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は 5 億971万7,226円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は3,448万5,449円で、主な支出は、療養給付費の精算による一般会計への繰出金などでございます。

以上、歳出合計は、予算現額 5 億6,678万2,000円に対しまして、支出済額が 5 億5,776万4,415円となり、その結果、差引不用額は901万7,585円とあいなりました。

131ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 5 億7,703万8,000円から、歳出総額 5 億5,776万4,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1,927万4,000円となり、これを平成28年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、認定第4号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明させていただきます。

議案書の16ページをご覧ください。

認定第4号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

138ページからの平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入、第1款・サービス収入の収入済額は1億5,273万5,673円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入でございます。

第4款・寄附金の収入済額は、ございませんでした。

第5款・繰入金の収入済額は705万9,000円で、指定介護老人福祉施設基金繰入金でございます。

第6款の繰越金の収入済額は248万7,208円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は189万3,936円で、主な収入は、第3項の利用料減免補助金で紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億6,650万7,000円に対する調定額は1億6,421万5,101円でございます。調定額に対しまして収入済額は、1億6,417万5,817円、収入未済額は3万9,284円とあいなりました。

続きまして、140ページからの歳出を説明させていただきます。

第1款・総務費の支出済額は1億5,372万4,761円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は147万5,894円で、居宅介護サービス事業に要した経費などでございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

歳出合計は、予算現額1億6,650万7,000円に対しまして、支出済額が1億5,520万655円となり、その結果、差引不用額は1,130万6,345円とあいなりました。

142ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億6,417万6,000円から歳出総額1億5,520万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は、897万5,000円となり、これを平成28年度へ繰り越すものでございます。

以上、一般会計ほか特別会計3件につきまして、決算の概要をご説明させていただきました。

十分ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

次に、認定第5号の詳細説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、認定第5号 平成27年度紀北町水道会計決算の内容をご説明させていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

認定第5号 平成27年度紀北町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書のほうのご説明に入らせていただきます。あわせて決算説明資料も配付させていただいておりますので、また、一緒にご覧いただければと思います。

まず決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1. 平成27年度紀北町水道事業決算報告書

（1）収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款・水道事業収益の決算額は4億3,638万4,869円で予算額に対しまして140万6,869円増となっております。

第1項・営業収益の決算額は2億5,658万471円で、主なものとしましては、海山地区と紀伊長島地区の上水道水道使用料等でございます。

第2項・営業外収益の決算額は3,821万8,726円で、主なものとしましては、一般会計からの補助金、長期前受金戻入等であります。

第3項・特別利益の決算額は1億4,158万5,672円で、主なものとしましては、退職給付引当金戻入益1億4,049万1,000円等であります。

第2款・簡易水道事業収益の決算額は1億6,914万4,141円で、予算額に対しまして129万9,141円増であります。

第1項・営業収益の決算額は、1億209万541円であります。主なものとしましては、海山地区と紀伊長島地区の簡易水道使用料等でございます。

第2項・営業外収益の決算額は、5,295万9,508円で、主なものとしましては、一般会計からの補助金、長期前受金戻入等であります。

第3項・特別利益は1,409万4,092円で、主なものとしましては、退職給付引当金戻入益1,404万9,000円であります。

次に、支出ですが、第1款・水道事業費用の決算額は2億9,487万6,064円で、不用額

604万4,936円となっております。

第1項・営業費用の決算額は2億6,992万5,169円であります。

主なものとしましては、職員10名の給与費、検針・集金業務委託料、水質検査委託料、水源地の動力費、減価償却費等であります。

第2項・営業外費用の決算額は2,489万7,449円で、主なものとしましては企業債償還利息、消費税及び地方消費税納付額であります。

第3項・特別損失の決算額は5万3,446円で、水道料金の調定減による損失であります。

第2款・簡易水道事業費用の決算額は、1億2,430万2,501円で、不用額につきましては449万9,499円であります。

第1項・営業費用の決算額は、1億803万3,779円でございます。

主なものとしましては、職員1名の給与費、検針・集金業務委託料、水質検査委託料、水源地の動力費、減価償却費等であります。

第2項・営業外費用の決算額は1,625万6,205円で、企業債償還利息であります。

第3項・特別損失の決算額は1万2,517円で、水道料金の調定減による損失であります。

4ページ、5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款・資本的収入の決算額は1億2,249万2,220円で、予算額に対しまして、200万780円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は360万円で消火栓1基40万円の9基分となっております。

第2項・補助金の決算額4,079万2,220円で、主なものとしては企業債償還元金補助金であります。

第3項・企業債の決算額は7,810万円で、主な内訳としましては、簡易水道債3,920万円、過疎債3,890万円となっております。

次に支出でございます。

第1款・資本的支出の決算額は3億198万4,966円で、繰越額は5,000万円でございます。

第1項・建設改良費の決算額は、1億7,736万4,926円でございます。

主なものとしましては、決算書16ページにあります、建設改良工事200万円以上の概

況に掲載いたしておりますので、ご覧いただければと思います。また、翌年度繰越額5,000万円につきましては、6月定例会で繰越使用の報告をさせていただきました、海野小池地区配水管布設替工事でございます。

第2項・企業債償還金の決算額は、1億2,462万40円で、内容につきましては、決算書19ページの企業債の概況にて、本年度償還高等を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、4ページの下段に記載の資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,949万2,746円は、消費税資本的収支調整額1,089万5,752円、損益勘定留保資金1億2,149万1,434円、建設改良積立金4,710万5,560円で補てんいたしました。

6ページ・7ページをお願いいたします。

2. 平成27年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

まず、2列目の数字のほうで、ご説明させていただきます。

1. 営業収益合計が2億3,757万8,930円、2. 営業費用合計2億6,615万3,391円、3. 営業外収益合計3,821万8,776円、4. 営業外費用合計1,579万8,149円、これらを差し引きしまして、4列目に記載しておりますが、当年度上水道経常損失は615万3,834円になります。

次に、5. 簡易水道営業収益合計、2列目の数字になりますが、9,453万1,079円、6. 簡易水道営業費用合計1億577万8,278円、7. 簡易水道営業外収益合計5,295万9,508円、8. 簡易水道営業外費用合計1,625万6,205円、これらを差し引きまして、4列目になりますが、当年度簡易水道経常利益2,545万6,104円となっております。

9の特別利益（1）のその他特別利益1億4,158万5,672円でございますが、三重県市町総合事務組合への退職手当負担金以外の追加的負担につきましては、一般会計が全額負担する取り決めになりましたので、水道事業会計では計上しないため戻入となった利益でございます。

10. 簡易水道特別利益、（1）その他特別利益1,409万4,092円も、上水道同様の戻入益でございます。

11. 特別損失、（1）の過年度損益修正損4万9,673円、過年度の水道料金の調定減によるものです。

12. 簡易水道特別損失、（1）過年度損益修正損は1万1,590円は、過年度の水道料金の調定減によるものです。

当年度純利益といたしまして 1 億7,492万771円、前年度繰越利益剰余金 3 億9,730万9,261円、その他未処分利益剰余金変動額は4,710万5,560円、当年度未処分利益剰余金といたしまして、6 億1,933万5,592円となりました。

次に、8 ページ・9 ページをお願いいたします。

3. 平成27年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。まず資本金ですが、変動がありませんでしたので、当年度残高は 5 億9,847万9,939円であります。

次に、剰余金ですが、資本剰余金の国庫補助金から工事負担金まで、当年度の変動がありませんでしたので、資本剰余金合計の当年度末残高は3,866万4,795円となっております。

次に、利益剰余金ですが、減債積立金は変動がなく当年度末残高は3,213万7,902円あります。

建設改良積立金は、4,710万5,560円取り崩ししましたので、当年度末残高は8,119万6,961円となりました。

次に、未処分利益剰余金は変動額 2 億2,202万6,331円で、内訳としましては建設改良積立金の取り崩し4,710万5,560円、当年度の純利益として 1 億7,492万771円で、当年度末残高の未処分利益剰余金は、6 億1,933万5,592円となりました。

利益剰余金の合計としましては、7 億3,267万455円、資本合計の当年度末残高は13億6,981万5,189円となりました。

次に、8 ページの左下の表でございます。

4. 平成27年度紀北町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。この件につきましては、議案第50号で剰余金の処分につきまして、お願いさせていただきました内容でございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

資産の部では、表の右端になりますが、固定資産の合計額は37億9,058万5,406円あります。流動資産の合計額は 2 億6,378万5,115円で、資産合計としましては、40億5,437万521円となっております。

11ページをお願いいたします。

負債の部では、これも右端になりますが、固定負債合計額14億4,942万192円、流動負債合計額 1 億3,010万7,685円、繰延収益の合計額11億354万2,590円で、この 3 つの合計

が負債合計26億8,307万467円となっております。

資本の部ですが、資本金は5億9,847万9,939円でございます。利益剰余金合計7億7,282万115円、資本合計としましては13億7,130万54円、負債資本合計額は40億5,437万521円で資産合計額と合致しております。

12ページをお願いいたします。12ページの注記は、先程までご説明いたしました、決算数値の算出根拠等を表記しております。

次に、13ページからは、決算付属書類を添付いたしております。

14ページは、平成27年度の収益的収支、資本的収支についての総括的な説明でございます。

15ページは、議会の議決事項と職員に関する事項でございます。

16ページは、200万円以上の建設改良工事の概況です。決算書の4ページでの建設改良工事200万円以上の内訳となっております。

17ページは、平成27年度の業務量で給水契約件数等でございます。

平成27年度は上水道の給水戸数は6,788戸、簡易水道の給水戸数は2,561戸となっております。

18ページは、事業収入・費用に関する事項でございます。

19ページは、重要契約の要旨として500万円以上の工事契約と企業債の概況でございます。

企業債の償還残高は、平成27年度末で15億6,777万5,464円となっております。

20ページはキャッシュフロー計算書でございます。

21ページから25ページは収益、費用の明細書で、税抜きで表示しております。

26ページ、27ページは、固定資産の明細書でございます。

28ページから33ページは、企業債の明細書を記載しております。

以上で、平成27年度紀北町水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

瀧本攻議長

ここで、2時まで、暫時休憩いたします。

(午後 1時 46分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 00分)

瀧本攻議長

ただいま水道課長のほうから説明書のほうで、誤りがありましたので、訂正の発言を求められましたので、許します。

久保水道課長。

久保健作水道課長

先ほどご説明いたしました決算書の11ページのところでございます。

先ほど、5番の繰延収益のところ、私のほう、読みがですね、11億354万2,590円と読ませていただきましたが、これが間違いでございまして、正しくは11億502万7,455円で、訂正分でございます。

皆様にお配りさせていただいておる決算書が正しいと、それで決算説明資料というのを、決算書と同時に配付させていただいておりますが、これの5ページのところになります。負債の部の5番の繰延収益合計額でございます。これが11億354万2,590円となっておりますが、これが11億502万7,455円、5番の繰延収益合計額、5ページです。

瀧本攻議長

5ページの5ですね。

久保健作水道課長

はい。これが113542590という形で表現させていただいておりますが、これが誤りまして、11億502万7,455円が正解でございまして、すいません間違っております。

5番の繰延収益合計額、11億354万2,590円としてありますが、これが正しくは11億502万7,455円でございます。これが間違いでございました。大変失礼いたしました。

瀧本攻議長

これ合計も違ってくるんじゃないか。

久保健作水道課長

すいません。それと、負債合計ですね、26億8,307万467円が、26億8,455万5,332円でございます。この決算書の本文のほうが正しい数字でございまして、説明資料としてあります資料が間違えておりましたので、すいませんが、訂正のほうお願いいたします。失礼いたします。

瀧本攻議長

よろしいですか。また、質疑がありましたら、課長、そこの分だけですね、また、打ち直して、棚へ入れておいてください。

それでは、ちょっと手間取りましたんですけども、これから各議案の質疑に入ります。

質疑の回数は、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。

委員会で審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、申し合わせにもありますように、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第6

瀧本攻議長

日程第6 議案第42号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

先日、全協でこの説明を受けたんですが、再度ですね、この場で質疑したいと思えます。

この東紀州農業共済組合を解散してですね、三重県農業共済に加入することによって、農業者及び紀北町行政のメリット、デメリットは、どのようになるのでしょうか。

1つ、農業者の掛け金、共済額について。

2つ目、行政の負担額、これは金額と人員。

そして、3つ目、雇用、現状の現職員等これの雇用は確保できるのかどうか。

その3点について、メリット、デメリットをお願いします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、メリット、デメリットの点でございます。メリットといたしましては、共済という制度を大きくする、県内での一組合化、イコール大きくするということですね、そういった資金面でのスケールメリット、また管理部門等の統一化によるスケールメリットがあげられるのではないかと考えております。

そして、また現在の構成市町はですね、平成28年度当初予算ベースで、紀北町におきましては、1,045万6,000円の負担金を拠出してございます。これにつきましては、来年度からなくなるということになります。ただ、1,045万6,000円、全て町費かと申しますと、交付税措置がなされますので、これが全てではございませんが、基本的に紀北町からの負担金はなくなるというふうに予定されております。

それと、また、ただ農家の方々ですね、メリット、デメリットとなりますと、まず組織が大きくなるということで、今後、想定される大災害等の場合ですね、共済金が、東日本大震災の事例等を考えますと、共済金の支払いが遅れるというような事態があったようにもお聞きしております。そういったことがですね、組織が大きくなることによって、迅速に対処できるというふうにお聞きしてございます。

ただ、農家の皆様方にですね、お支払いいただいております賦課金等につきましては、県下統一という面から、5年間の経過措置をもって、徐々に上げていくというふうにお聞きしてございます。

それと、掛け金等につきましては、基本的にはですね、詳細については、まだ現在、私どももお聞きしておりませんが、基本的には変わらないものと考えております。

それと、人員につきましてはですね、現在の職員は全て現給保障の上、新組合に引き継がれるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

瀧本攻議長

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

共済のですね、メリットのところなんですけども、共済の大規模災害の時のですね、共済の範囲というか、その負担というか、それがいわゆる有利になるということで、よろしいんですね。東紀州だと、東紀州を県にしたら、スケールが大きくなると。そうすると今回の今、福島とか北海道で起こっていますけど、そういう農産物の被害があった時に、救済がしやすくなるという理解で、よろしいのでしょうか。

それから、紀北町の負担額ですね、これ金額で、27年、28年、今、課長が言われてましたように、1,045万6,000円負担しとるんですが、これがなくなるということは、この部分はどういうふうな負担になるんでしょうか。まったく町行政は関係なくなるんか、その部分がちょっと、何故ここがなくなるんかということを、もう一度教えてください。

それから、雇用のほうは、現職員はそのまま引き継がれていくということで、問題ないということで、よろしいんですか。だから、情報だとか、農家との情報だとか、いろんなものはデメリットとして出てこないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

まず共済金の支払いについてでございます。

私、先ほど迅速な対応が可能となると申し上げましたが、現在ですと、紀北町から紀南、紀宝町までの5市町村にまたがってございます。そういった中で、大規模災害等を考えた場合、同様な地区で、同様な災害を受けた場合、限られた人員の中で調査もしなければならないと。また、東紀州農業共済事務組合自体の資金量自体もございます。

それが、県下一組合化になった場合、三重県内で災害を受けていない地域からも、地区からも調査等の応援が、迅速な対応が可能になると。それと、資金的な部分でですね、迅速な対応が可能になるというメリットがあるというふうにお聞きしてございます。

それと、市町の負担金でございます。先ほど、申し上げました1,045万6,000円につきまして、紀北町から負担してございます。その中でですね、国費の負担ということで、交付税として措置されておる部分が、平成26年度ベースで740万円ほど、なされてございます。したがって、町の実質負担額としては約300万円ほどとなります。

それについてはですね、来年度以降、町からの支出はなくなるということで、この分の新組合の収入としては減ることにはなるんですけども、そういった中でスケールメリット等の中で、経営を行っていくというふうにお聞きしているところでございます。

以上でございます。

10番 玉津充議員

了解しました。

瀧本攻議長

ほかにございませんか。

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

これは議決するわけですからね、議決するわけでしょう、これは。

瀧本攻議長

最終ですが。

11番 奥村武生議員

議決するわけですから、この、課長の言われたですね、お聞きするというような言葉、非常に大切なことを、今、課長がお聞きしているというような曖昧なことでは困るんですよ。議決を我々がする以上はね。しっかりと、前回の全協でもですね、資料、議事録を今、持っていますけども、2箇所ばかり課長のほうからお聞きして、そういうふうにお聞きしておりますと、そのようにしますと、言われたことを、しますならしますというふうに、きちっと答えていただきたいんですよ。

でないと、議決にこれ賛成できない重要な問題であるから。その辺どうなんですか。

それから、2点目にですね、一緒に言ったほうがええね。

それから、この中身について、申し訳ないけど、あんまり熟知してない部分が、私自身にあるんですけども、その辺は非常に申し訳ないんですけども、今回も北海道なんかでは、農作物が10年間、10年先にならないと回復しないというような、壊滅的打撃を受けているわけですけども、その補償は、どのレベルまで、今、補償されているのかということ、その2点について、ちょっとお聞きします。

瀧本攻議長

あとの件については、ちょっと問題あるんじゃないの、答弁できないと思うよ。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

まず、先ほどの答弁についてでございます。

確かにですね、議員おっしゃられますとおり、私の答弁で、この場でですね、こうしますと、ああしますというふうに言い切れる部分と、でない部分がどうしてもございます。と申しますのが、東紀州農業共済事務組合は紀北町だけの組織ではなくて、構成5市町が事務組合としている組織でございます。そういった意味でですね、私は、お聞きしている部分と、こうですという部分に、使い分けさせていただいたつもりでございます。

それについては、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それと、先ほどの北海道、岩手等の損害等についてでございますが、私、今現在、詳細な資料は持ち合わせてございませんので、お答えは控えさせていただきたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

2つ目の、被害額を言えといっておるわけじゃなくてですね、そういうふうに私はだから、熟知してない点で、申し訳ないと思うというふうに、付け加えたと思うんですけどね。どの辺までというのは、そういう災害が起こった時に、今どの辺まで補償されるようになっているのかということなんです。

それから、やはりですね、もう1つは、なんていうんですか、2つの面を使い分けているというふうにおっしゃられましたけども、やはり、お聞きしていますじゃなしにですね、それならそれとして、言質を取ってきてください。言質を取ってくるべきだと思いますよ。お聞きしていますなら、お聞きしていますけども、この点について言質、それでよろしいんですねという言質を取ってきて、議決に出すのが、私は本来だと思いますけどね。どうなんですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、言いたいことはよくわかります。ただですね、この組合も7つございまして、

共済金とか、そういったものもいろいろな区別がございますので、そういったものをです、今後、調整しながら決めていかなければいけないという部分で、今、我々の町だけでわかっていること。それから、東紀州だけでわかっていること。また、県域全体での調整、そういったものがございますので、我々としてはわかっている部分は、お聞きしておりますと、こういった問題はですね、特に方向性を決定していただくのが、議会の議決のあり方ではないかと思っております。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

7 番 近澤チヅル君。

7 番 近澤チヅル議員

来年、平成29年の3月31日をもって、東紀州は解散するんですけれども、三重農業共済組合ですか、統一されるのは、何年頃が予定されているのかということと、即なくなるのかどうか。

あとは職員の雇用は保障されるということですが、公務員から団体職員になって、待遇面は保障されるのか、雇用がずっと何年間は保障されるけれど、期限があるのかどうか、お伺いします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

県下7つの組合につきましては、平成29年3月31日をもって解散となります。

そして、4月1日付けをもって、新組合が発足いたします。

それと、その職員につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、現給保障の上、新組合に引き継がれるというふうにお聞きしております。ただ何年間かというのは、そこまではお聞きはしていませんが、ただ、基本的にですね、現在、三重県の連合会というのがございます、農業共済の。その組織の給与体系と待遇につきましてもですね、同様になるというふうにお聞きしておりますので、それは三重県職員と同等というふうにお聞きしてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

よろしいですか。

ほかにございせんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 7

瀧本攻議長

次に、日程第 7 議案第43号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございせんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

瀧本攻議長

次に、日程第 8 議案第44号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございせんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第 9

瀧本攻議長

次に、日程第 9 議案第 45 号 平成 28 年度紀北町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

10 番 玉津充君。

10 番 玉津充議員

13 ページのですね、林業振興費の事業委託料で、みえ森と緑の県民税市町交付金事業 387 万 9,000 円についてなんですが、事業内容はですね、河川周辺の立枯木の整備というふうに聞いておるんですが、この整備場所とか、整備方法の具体的なところを、お聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業におきます、河川周辺立枯木整備事業につきましては、市町交付金事業といたしまして、平成 27 年度から事業を実施しているところでございます。そういった中でですね、昨年度、平成 27 年度につきましては、長島地区、海山地区それぞれ 1 箇所ずつの河川上流部の立枯れした木をですね、伐採いたしまして、それを搬出、撤去してございます。

平成 28 年度につきましては、当初予算で 463 万 7,000 円の予算を計上させていただいておりまして、それに今回の補正額 387 万 9,000 円を加えました、851 万 6,000 円でですね、28 年度につきましては、7 箇所の地区で事業を考えております。その河川の中のですね、周辺の立枯れた木、下流域に被害を及ぼさないように、流れ木の予防措置としてですね、それを伐採いたしまして、外へ搬出、撤去するというふうな予定で、事業を考えているところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

課長、7箇所の場所を言ってください。

武岡芳樹農林水産課長

7箇所、考えているところがですね、流域別に申し上げさせていただきます。

まず、紀伊長島地区の三戸川流域、それと同じく長島地区の4箇所の赤羽川流域、それと海山地区の2箇所の船津川流域で、現在、考えてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

今、7箇所ということで、説明を受けたんですが、紀北町全体で、立枯木をですね、処理せないかんところが、どれだけあって、そして、28年度は7箇所をやりますよと。しかし、それをやっても、まだ何箇所残っておるんだとかね、そういうところが非常に重要じゃないかと思うんですわ。というのは、最近のテレビを見てみますとですね、台風の10号で、岩手県と北海道が大きな被害を受けていますね。テレビなんか見てみると、非常に流木がですね、凶器になって住民を襲っておるということがありますもんで、まさしくこの紀北町もですね、そういう危機感を感じないかと。

そして、早くですね、それに対する対応をですね、やらないかんということで、そういう教訓をですね、念頭に入れて、この紀北町で整備せないかん河川の上流の立枯木、これがどれだけのサイズ、またどれだけの箇所があって、この28年度でどこの部分が済むと。そして、それでも、どれぐらい残るから、あとはですね、何年計画でやるとかという計画を立ててですね、是非、計画的な行動をとってほしいと思うんですけど、それについての答弁とですね、今、私が言った、今年度終了した時点で、何%ぐらいのものが解消されるのか。その辺わかっておれば、ご回答願います。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ご質問にお答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃられるとおりですね、町内の河川流域、とりわけ上流部には相当数の立枯木がございます。先ほども申し上げさせていただきましたように、この事業につきまは、平成27年度から着手してございます。その時点でですね、我々事前調査を

しとる中で、事業が可能な流域、河川の箇所だけでも、数千本単位であるだろうというふうに考えてございまして、当然、単年度、2カ年、3カ年あたりの事業で、全て完了するものではございません。

また、立枯木の数量等々、規模から考えますと、全てこの市町交付金事業だけでも、対処できるものではございません。そういった中で、町長からの指示もございまして、県民税の事業の主をですね、この事業にもっていこうということで、27年度から着手いたしまして、年次的にこれから進めていこうというところでございまして、まだ、全体像につきましては、正確なところは把握しきれていないというのが実情でございます。

ですので、進捗率うんぬんというのは、まだこの場ではお答えすることはできませんが、少しずつでもですね、やっていこうということで、現在、事業を進めておるところでございします。

以上でございします。

瀧本攻議長

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

この紀北町のですね、地図、河川のですね、その地図を基にですね、どの部分で、どの河川のどの部分でですね、どれだけの数量のものがあるとか。それを今年度ここをやるから、次はここをやると、そういう優先順位とかですね、そういうふうな目で見れる、誰が見てもわかるような計画を作成してほしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

答えられますか。

尾上町長。

尾上壽一町長

あっているかどうかはわかりませんが、議員のおっしゃることに。議員ね、認識は一緒でございします。そういう意味でですね、27年度から本来、民有林ですよ、ほとんどは。やっぱりそういったものにも手をつけないと、議員等おっしゃるように、それが凶器になって、橋とか堤防を壊します。それで、漁業者に迷惑をかけますんで、やろうということで、我々は主たるその森と緑の県民税の交付金をですね、こっちへ使っています。

ですから、ほかの地区では、こういうものに使っていない地区もございます。ですから、そういうことをやっているのと、あともう1点、県の部分の部分とか、町の部分とか、いろいろございます、河川によって。県も森と緑の県民税でやっておりますんで、そういったものもですね、これから県とも調整しながら、まず今は地区住民の方が、要望があったような場所から、今、手をつけておりますんで、そういう意味では地区住民の方が見て、優先順位が高いなというところからさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の関連だけどね、課長。ようは町長も言われたように、これは町の紀北町単体でできる事業と、それで県国と関連した事業の中で考えていかないかん事業じゃないかなと思うんですよね。

今、玉津議員が言われたように、この事業の計画、町の単体の流木、立木、また河川に関しては、できるかわからないけど、その優先順位というようなもんはできますか。これはやっぱり国と県と、町長も言われたけども、町と、皆が一体になって、優先、あれを決めながらやっていかないかん事業やと思うんですよね。

そこのところをやはり、そういうような考えのもとで、つくる計画やったら、そのような答弁をいただかな、やはり、町単位でできる事業の中で、計画して示せと言われても、それはできないものとできるものとあるということは、明確にやっぱり答弁してもらったほうが、後々いいんじゃないかと思うけども、どうですか。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃられるとおりですね、河川と一口に言いましても、県管理の河川、町管理の河川、また、砂防指定地とか、そういった管理者、また、法的な部分もございます。そういった中でですね、当然、県とも協議、調整しながら進めていかなければならない部分、そして、また県の事業等が、もしそういった中であった場合、そういった

のと調整していく部分、そういった部分がございますので、今後ですね、県とも調整しながら、当然、県民税のこの事業の中での、ある程度の計画というのは、当然、立ててございます。

それに加えた中でですね、また、県との調整的な要素を、そういったのを含まれた中で、今後、検討していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方、7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

9 ページなんですけれども、水道関係訴訟事業の1,620万円なんですけれども、ざっと委員会に、訴訟費となっていますが、お聞きします。5つの弁護士事務所へ、300万円と消費税ということなんですけれども、決定に至るまでの過程を、少し詳しく説明をしてください。

そして、もう1つ、その上の基金管理事業の2億8,365万9,000円を、4つの基金にそれぞれ分けたということなんですけれども、これも分ける方法が決まっているのか。どういう過程でこの4つになり、金額がどのようにして決定されるのかというところの説明をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうからは、訴訟の費用の部分を答えさせていただきます。

これは今までの経緯、約8年間、損害賠償請求事件もですね、続きました。そういう中で、我々も弁護士先生ともいろいろお話し合いをしながら、どれぐらいのお金が、片や、裁判を一生懸命やりながら、そういったものも私になってから、ずっと考えてまいりました。

そういう中で、弁護士先生とのですね、いろいろとその時その時で、波がありながらなんですが、最終的には、この金額に収めていただいたということなんで、何時いつかに会議して、幾らということを決めたとかではなしにですね、私も毎回、弁護士先生とはお会いしてましたんで、その打合せとか、そういうもの。そういう中でその方向が、

だんだん絞られてきて、最終的に5事務所と、我々町とはこの金額でいきましょうという形なんで、そういうことでご理解いただきたいなと思います。

瀧本攻議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

近澤議員の基金に対するご質問にお答えさせていただきます。

今回の基金の積み立ての考え方でございますが、前年度からの繰越金が5億6,000万円ほどございましたので、その内の半分、地財法第7条に基づく2分の1の積み立てを、一応、地方財政法で2分の1の積み立てが規定されておりますので、その分としまして、2億8,000万円を積み立てるということですね、その内、基金の考え方としてですね、従来から環境衛生施設整備基金というのですね、毎年、1億円ずつ積み立てていくということで、既に3億円これまで積んでおりまして、今年、1億円積んで、4億円になる予定でございます。

それと、減債基金につきましては、現在、11億円ほどの基金がございまして、これにつきましては、合併特例債のですね、交付税算入分の70%を引いた、残りの30%分が、町の実質負担ということで、その30%に見合う分について、減債基金に積むという考え方ですね、積んでおりまして、これで総額12億6,000万円ほどになるんですが、そのために減債基金に1億円を積み立てております。残りの部分について、財政調整基金に積んだと。

それと、あと地域づくり事業基金につきましては、特定の収入で、前年に残した部分がございまして、それが259万円ほどございまして、それをこの9月に積み立てていたということでございます。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

水道関係はですね、20年から28年度にかけて、弁護士の先生にも、大変お世話に。

瀧本攻議長

近澤君、担当の委員会やでさ、それはちょっと委員会で詳細は聞いて。それはやめておいてください。

7番 近澤チヅル議員

はい。わかりました。

それで、今の基金はだいたい積み立てるには、根拠があって、その数字に当てはめたのが大部分だと理解してよろしいですね。

瀧本攻議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

議員のおっしゃるとおり、一応、前年度繰越金の2分の1を、それぞれの必要な基金に振り分けたという形で、従来からの考え方に基づいて、積み立てさせていただいております。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

先ほどのちょっと話になってくんですが、林業振興費のみえ森と緑の中で出てきた立枯木ですが、この立枯木というのは、町有林なのか、国有林なのか、あるいは民有林の立枯木なんですか。その辺をちょっと認識をお聞きします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

基本的にはですね、河川の河床上昇に伴い立枯れた河川周辺での立枯れた木でございますので、民有林も含んでございます。ただ、国有林については、想定はしてございません。以上でございます。

瀧本攻議長

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

前にも申し上げましたがね、これは非常に町有林がきちっとしていることは、間違いない事実ですので、河床の上がったことによるというのは、これはある面では、公的な責任が存在してくるわけですが、他方、放棄林対策をやっぱりきちっとしていない

もんですからね、この問題も浮上してくるんじゃないかと、私は思うんですよ。

だから、合わせてこういう税金を使ってやるわけですから、やっぱり立枯木の原因となっておる、持ち主に対してもね、あるいは施策に対しても、町の施策に対してもそうですけども、いろんな角度からその原因となることについての、やっぱり厳しい態度で臨む必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがですかね、町長。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃる部分はよくわかります。

それで、町有林の場合はですね、森と緑の交付金とか、そういうものを使わなくても、町として単独の事業費としてやってまいります。そして、この交付金がきてですね、我々としてもここにやって入っていける状況になったのかなと思います。そういう意味で、こういう天災における、起因する問題をですね、全てその持ち主にやりなさいよというのは、大変難しい問題だと思います。

ですから、多少天災による河床上昇による立枯木を、今、対象とさせていただいておりますので、なかなかそれを持ち主の方に、全て撤去せよというのは、今の現状では難しいのではないかと。かといって、我々は町民の皆さんの生命・財産を守らなければいけません。そのためには、先ほど申し上げたように、堤防、橋脚、それから漁業者のですね、流木が流れてくることによって、漁業に対する影響を少しでも和らげるというのが、我々の生命・財産を守る責務であるという観点からも、この事業に取り組まさせていただいているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

私の言ったのはですね、その河床の上昇なんかも、極めて公的な責任が大きいわけですけども、その原因となる立枯れの流木についてもね、やっぱり責任をどうのこうの言うんじゃないしに、環境を守る、漁業資源を守る、災害を守る点からですね、トータル的にやっぱりその持ち主の方にも、一定限、やっぱり弁償せよということじゃなしにですね、厳しい観点をやっぱり、そういう迷惑かけているんだよという、放棄林もしし

ていればね、放棄林をしていて、そういうふうになっているんでしたらね、こういうのが原因なんですよということも、きちっとしっかり認識をしてもらうようなことも、是非やってほしいということなんですよ、私の言うのは。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

放棄林等のこともですね、十分我々認識しております。それから、また切捨て間伐の問題で、その間伐材がですね、下流域に流れるということもございます。個人の財産の部分でですね、どこまで周知できるか、個人の方が対応してもらえるかということはどうですか、大変、今、議員もご承知のように、林業が厳しい中で、どこまでできるかということもございますが、我々としては適正な森林管理を、これからも住民の皆様に伝えていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第46号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第47号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

瀧本攻議長

次に、日程第12 議案第48号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

瀧本攻議長

日程第13 議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

瀧本攻議長

次に、日程第14 議案第50号 平成27年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

瀧本攻議長

次に、日程第15 認定第1号 平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑については、まず、歳入全般について質疑を行います。

その次に、歳出については、31ページの1款・議会費から、65ページの6款・商工費までと、65ページ7款・土木費から、93ページの財産に関する調書まで、3分割で行います。

それでは、11ページから30ページまでの歳入全般にわたっての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出、31ページの1款・議会費から、65ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、65ページの7款・土木費から、93ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了します。

瀧本攻議長

ここで、15分間、暫時休憩いたします。

3時まで休憩いたします。

（午後 2時 46分）

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

（午後 3時 00分）

瀧本攻議長

次に、日程第16 認定第2号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

瀧本攻議長

次に、日程第17 認定第3号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

瀧本攻議長

次に、日程第18 認定第4号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第19

瀧本攻議長

次に、日程第19 認定第5号 平成27年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑が全て終了しました。

日程第20～日程第23

瀧本攻議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りいたします。

日程第20から日程第23までの4件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、報告4件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

なお、報告第9号及び第10号については、提案者からの説明のみとなりますので、詳しく説明していただきますようお願いいたします。

それでは、提案者からの提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、4件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第7号 平成27年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第8号 平成27年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第9号 専決処分の報告についてであります。平成28年6月22日、午前10時52分頃、尾鷲市南陽町6番41号地内の市道において、税務課職員が運転する公用車が、T字路に進入しようとした際、道路を直進していた相手側車両、左後部に衝突し、運転者を負傷及び相手車両を損傷させる事故が発生いたしました。

その内、物損事故分につきましては、本年8月5日、損害賠償額を17万5,954円として、和解を成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第10号 専決処分の報告についてであります。先の報告第9号で専決処分の報告をした事故につきまして、人身事故分として、本年8月23日、損害賠償額を13万1,616円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

昨今また少しここでご報告することが多くなっております。本当にこういう事故がですね、起きないように、十分注意していきたいと思っておりますので、申し訳ございませんでした。

以上、4件の報告案件につきまして、ご説明申し上げましたが、報告第7号及び第8号の詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

瀧本攻議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第7号についての内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦政課長

それでは、報告第7号について説明させていただきます。

議案書18ページをお願いいたします。

報告第7号 平成27年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成27年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、法第3条第1項の地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行うとする規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると、財政の健全化や再生のための計画を策定しなければならないこととなっております。

19ページをご覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全会計が黒字であり、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては8%で、前年度と比較しまして0.6%の改善となっております。改善された要因といたしましては、元利償還金の額などが増加しているものの、控除される地方交付税の基準財政需要額算入などの増加や、分母となる標準財政規模の増加によることに加え、3カ年平均で算出する算出方法によることも影響しております。

なお、参考に記載しております、実質公債費比率の早期健全化基準の25%と比べましても低い数値となっております。

次に、将来負担比率でございますが、地方債などの将来負担が生じる額に対して、それを賄うことでできる充当可能な財源等が上回っていることから、将来負担比率はマイナスとなり、算出されませんでしたので、数値の記載はございません。

なお、前年度と比較し、地方債残高が減少し、充当可能な基金が増加していることから、より改善が進んでいると考えられます。

以上、いずれの数値も基準をクリアしたものとなっております。

なお、20ページ、21ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で報告第7号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、報告第8号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

報告第8号について、ご説明させていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

報告第8号 平成27年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

次の23ページをお願いいたします。

平成27年度の紀北町公営企業会計における資金不足比率ですが、水道事業会計は、資金不足は発生しませんでした。

24ページからは監査委員の意見書をつけさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

日程第20

瀧本攻議長

これより質疑を行います。

日程第20 報告第7号 平成27年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第21

瀧本攻議長

次に、日程第21 報告第8号 平成27年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第22～23

瀧本攻議長

次に、日程第22 報告第9号及び日程第23 報告第10号については、基本的には議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないこととなっておりますが、先ほどの説明において、内容等に不明確な点があれば、説明を求めるということで、発言を許したいと思います。

それでは、まず報告第9号について、発言される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、発言を打ち切ります。

次に、報告第10号について、発言される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、発言を打ち切ります。

これで、4件の報告案件についての質疑を終了し、聞き置くことといたします。

日程第24

瀧本攻議長

次に、日程第24 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願4件をここに受理することとし、別紙、請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

平成28年9月紀北町議会定例会 請願文書表。

平成28年9月6日。受理番号、請願第2号。

受理年月日 平成28年8月25日。

件名、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

請願の要旨

義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国において国の債務として必要な財源が確保されるよう本請願を採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたい。

請願者住所及び氏名 三重県教職員組合紀北支部 支部長 稲葉武彦

紀北町校長会 会長 伊藤青史

紀北町PTA連絡協議会 会長 関口省吾

紹介議員氏名、平野隆久議員、東清剛議員、東篤布議員。

付託委員会は、教育民生常任委員会でございます。

続きまして、請願第3号。

受理年月日、平成28年8月25日。

件名、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

要旨、子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう本請願を採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたい。

請願者住所及び氏名	三重県教職員組合紀北支部	支部長	稲葉武彦
	紀北町校長会	会長	伊藤青史
	紀北町PTA連絡協議会	会長	関口省吾

紹介議員氏名、平野隆久議員、東清剛議員、東篤布議員。

付託委員会は、教育民生常任委員会でございます。

続きまして、請願第4号。

受理年月日、平成28年8月25日。

件名、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

請願の要旨、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう本請願を採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたい。

請願者住所及び氏名	三重県教職員組合紀北支部	支部長	稲葉武彦
	紀北町校長会	会長	伊藤青史
	紀北町PTA連絡協議会	会長	関口省吾

紹介議員氏名、平野隆久議員、東清剛議員、東篤布議員。

付託委員会は、教育民生常任委員会でございます。

続きまして、請願第5号。

受理年月日、平成28年8月25日。

件名、防災対策の充実を求める請願書

請願の要旨、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう本請願を採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたい。

請願者住所及び氏名	三重県教職員組合紀北支部	支部長	稲葉武彦
	紀北町校長会	会長	伊藤青史
	紀北町PTA連絡協議会	会長	関口省吾

紹介議員氏名、平野隆久議員、東清剛議員、東篤布議員。

付託委員会は、教育民生常任委員会。

以上でございます。

瀧本攻議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することになりますので、ご報告を申し上げます。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は、すべて終了しました。

瀧本攻議長

ここで、決算認定議案が提出されたことにより、追加議案を提出するため、この場で暫時休憩します。

(午後 3時 16分)

瀧本攻議長

それでは、会議を再開いたします。

(午後 3時 18分)

日程の追加

瀧本攻議長

お諮りいたします。

ただいま、配付しました2件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、この２件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第１

瀧本攻議長

まず、追加日程第１ 発議第１号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、決算認定議案５件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第６条の規定により、委員６人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また、審査期限については、審査が終了するまで、閉会中もなお審査を行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員６人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査を行うことに決定します。

決算特別委員会委員の指名

瀧本攻議長

お諮りいたします。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会条例第８条の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決しました。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

2 番 原 隆 伸 君

3 番 奥 村 仁 君

4 番 樋 口 泰 生 君

7 番 近 澤 チヅル君

11番 奥村 武生君

13番 東 清剛君

の6人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり、選任することに決定しました。

正副委員長の互選

瀧本攻議長

決算特別委員会の委員が決定しましたので、紀北町議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行うことにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うこととなります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

瀧本攻議長

それでは、決算特別委員会を開催するにあたり、暫時休憩いたします。30分まででお願いします。3時30分まで。

(午後 3時 21分)

瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 33分)

瀧本攻議長

ただいまの互選結果について報告いたします。

決算特別委員会委員長に、樋口泰生君

副委員長に、近澤チヅル君が就任されました。

決算審査にあたっては、よろしくお願いいたします。

追加日程第2

瀧本攻議長

次に、追加日程第2 議案第51号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第51号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、国及び県補助金の追加に伴う変更委託契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案につきましては、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、農

林水産課長に説明をいたさせます。

ご審議のほどお願い申し上げます。

瀧本攻議長

続いて、内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第51号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成28年度分）
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額（変更前） 1億1,550万円
うち三浦漁港海岸分 6,300万円
うち矢口漁港海岸分 5,250万円
（変更後） 1億6,949万1,000円
うち三浦漁港海岸分 6,300万円
うち矢口漁港海岸分 1億649万1,000円
4. 契約の相手方 三重県津市広明町13番地 三重県 三重県知事 鈴木英敬
平成28年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、国及び県補助金の追加に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

まず最初に、今回、提案させていただいております変更契約につきましては、国及び

県補助金の追加に伴い、三重県との委託事業契約の金額が変更となるため、議会の議決が必要となったことによるものでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

2 ページをお願いいたします。

平成28年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における、変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変更後の対照表。下の表が、事業概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず、上の表でございます。三浦漁港海岸事業費につきましては、6,000万円で変更がございません。矢口漁港海岸事業費につきましては、変更前が5,000万円、変更後が1億142万円となり、5,142万円の増額でございます。

事務費につきましては、変更前250万円、変更後が507万1,000円となり、257万1,000円の増額となるものでございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前1億1,550万円、変更後1億6,949万1,000円となり、5,399万1,000円の増額となるもので、この金額により三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表でございます。

平成28年度の三浦漁港海岸につきましては、堤防工を予定しております。堤防工といたしまして6,000万円、内容は堤防基礎工、被覆工、撤去工などを予定しており、今回は変更はございません。

矢口漁港海岸につきましては、堤防工として、白越地区の陸閘を予定しているところでございます。当初の国県の予算づけでは、陸閘本体の予算づけにとどまりましたが、今回、追加の予算づけで動力化1,700万円、30mの堤防本体工として3,442万円、合計5,142万円の予算づけがなされたものでございます。

以下、用地測量、工損調査、用地費、補償費につきましては、変更はございません。

施行期間につきましては、平成29年3月31日までとしております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

矢口漁港海岸の平面図でございます。図面向かって右側の赤色で着色している部分が、平成28年度事業委託分の施行箇所でございます。堤防の本体工の延長30mが、今回、追加の予算づけがなされた部分でございます。

また、同じく赤色で着色しております白越地区陸閘は、当初の予算づけでは動力化装

置の予算づけがなされておりましたが、今回、予算づけがなされたものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

白越地区陸閘の構造図でございます。本体工に加えて、動力装置が追加になったものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

堤防工の標準断面図でございます。この30m区間は完成形までの施行を予定しております。冒頭にも申し上げましたが、今回の変更委託事業契約は、国県からの年度当初の予算づけに含まれなかった部分が、追加で予算づけがなされたことによるものでございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第51号についての説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、提案説明並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

瀧本攻議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩します。

委員会付託表を配付してください。

（午後 3時 43分）

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時 44分）

委員会付託

瀧本攻議長

配付漏れはございませんか。

お諮りいたします。

本日の議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当の委員会に付託することに決定しました。

瀧本攻議長

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、付託案件の審査については、明日7日、総務産業常任委員会、8日は教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間はいずれも9時30分からの開催となりますので、委員会の運営については、各委員長において取り計らってくださいようお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

（午後 3時 46分）

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 12 月 6 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 太田哲生